（第6号　農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者に対する利用権設定関係Ａ・Ｂ（解除条件付特例貸付）　続紙２）

利用権設定における確約書（解除条件付特例貸付）

　私は、農業経営基盤強化促進法（以下、基盤法という）第１８条により農地又は採草放牧地（以下、「農地等」という。）について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のことを確約します。

記

１　耕作又は養畜の事業の内容及びこれらの事業を実施する所

　　別紙設定書のとおり

２　耕作又は養畜の事業の用に供される農地等の利用に関する事項

　　農用地利用集積計画に定めるところに従い当該農地等の全てについて耕作又は養畜の事業を行います。当該農地が適正に利用されない場合は、速やかに契約を解除し農地等を返還します。

３　地域の農業における賃借人の役割分担に関する事項

　（１）農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加します。

　（２）道路・水路・ため池等共同利用施設の維持管理に関し、地域の取決めを遵守します。

　（３）鳥獣被害対策に必要な協力をします。

　（４）（１）から（３）の役割は、業務執行役員が行います。

４　賃借人が農業委員会に対して行う実施の状況についての報告に関する事項

　（１）報告すべき事項

　　　　農地法施行規則第６０条の２各号の規定に基づく

　（２）報告の方法と期限

　　　　農地の利用状況報告書、その他参考となるべき書類を毎事業年度終了後、３ヶ月以内に提出します。

５　法人が破産手続開始の決定を受けた場合その法人による耕作又は養畜の事業の継続が不可能となった場合は、確約に違反した場合に該当し、速やかに農地等を返還します。

６　当該農地における工作物には、抵当権・質権、その他一切の権利を設定しません。

７　この確約書に違反し、原状回復が必要になったときはその義務を負い、回復に要する費用を全額負担します。

　年　　月　　日

　前　橋　市　長　　　様

　前橋市農業委員会長　様

(賃借人）

住所

連絡先

法人名称

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　印